

印西市空家等の適切な管理に関する条例をここに公布する。

令和元年12月26日

印西市長 板倉 正直

## 印西市条例第23号

### 印西市空家等の適切な管理に関する条例

#### (目的)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等の適切な管理に関し必要な事項を定めることにより、生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

#### (所有者等の責務)

第3条 所有者等は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう空家等の適切な管理を行わなければならない。

#### (市の責務)

第4条 市は、空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるものとする。

#### (市民の協力)

第5条 市民は、市が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めるものとする。

#### (情報提供)

第6条 何人も、適切な管理が行われていない空家等を発見したときは、市にその情報を提供するよう努めるものとする。

#### (緊急安全措置)

第7条 市長は、適切な管理が行われていない空家等が地域住民の生命、身体

又は財産に重大な損害を及ぼす等危険な状態が切迫し、かつ、所有者等が速やかにその危険を回避するために必要な措置を講ずることができないと認めるときは、必要最小限度の措置を講ずることができる。

2 市長は、前項の措置を講ずるときは、あらかじめ当該空家等の所有者等の同意を得なければならない。ただし、緊急かつやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

3 市長は、第1項の措置を講じたときは、当該措置に要した費用を所有者等から徴収することができる。

(関係機関との連携)

第8条 市長は、空家等の適切な管理のために必要があると認めるときは、警察その他関係機関に必要な協力を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。